

資料 2 決算参考資料の説明

国民健康保険特別会計について（用語等の説明）

国民健康保険は、被保険者の皆さんがお納めする「国民健康保険税」と、法律により定められた国、県等からの負担金や交付金、また町の一般会計からも資金を繰り入れて運営しています。国民健康保険が提供している保険給付サービスは、大別して 3 つの区分があります。

1 つ目は、「保険給付費」です。

これは、医療機関等に診療の報酬として支払う「療養給付費」、補装具を作成した時や一旦自費で医療を受けた後などに、申請に基づき保険者負担分を支払う「療養費」、そして、一定以上の医療費負担を支給する「高額療養費」があります。また、出産や葬祭費用に対しましても給付を行っています。

2 つ目は、「後期高齢者支援金」です。

これは、平成 20 年 4 月より施行された、「後期高齢者医療制度」に対し、国保を含む全ての保険者が公平に支援金を支払い、もって後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための経費です。

3 つ目は、「介護納付金」です。

これは、40 歳以上 65 歳未満の「介護保険第 2 号被保険者」の方々から、国民健康保険税として介護保険料相当額をいただいておりますが、その相当額について介護保険事業に支払うための経費です。

次に、国民健康保険の被保険者についてですが、大きく分けて「一般被保険者」と「退職被保険者等」の 2 種類があります。

「退職被保険者等」とは、

- ① 65 歳未満の被保険者
- ② 厚生年金や共済年金などの受給権を持つ（現役時代に一定の期間以上、企業等に勤めていた）方と、その方に扶養されている方

であります。これら退職被保険者等に係る保険給付については、これらの方々が現役時代に加入されていた健康保険が、社会保険診療報酬支払基金を通じて負担しますので、経費の区分を分かりやすくするために、保険給付費は「一般分」と「退職分」に分けて経理しています。

平成 25 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算（参考資料）の説明

1 ページの A 表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数などを年度別に示したものであります。

平成 25 年度末の世帯数は 4,578 世帯、被保険者数は 8,211 人で、前年度と比

較し、世帯数、被保険者数ともに微増となっています。

国保加入率は、世帯数は町全体の約 1/3 (35.30%)、人口では約 1/4 (23.76%) となっています。

平成 25 年度の特徴としましては、年間平均の退職被保険者等人数が 637 人で、前年度と比較し 133 人減少しています。近年、「団塊の世代」で会社等を退職された方の加入者が増加していましたが、これらの方々が 65 歳を迎え、一般被保険者に変更となっていることが要因と考えられます。

2 ページ、3 ページの B 表は、国民健康保険事業の収支状況であります。

科目ごとの詳細につきましては、先ほどの「資料 1」においてご説明いたしましたので、5 年間の推移からみる傾向についてご説明いたします。3 ページの支出の欄をご覧ください。

下から 3 行目、支出の合計欄をみますと、21 年度の約 28 億 7,600 万円から、25 年度は約 33 億 1,400 万円と、4 億 3,800 万円増加しています。この要因ですが、医療費のうち保険者負担分を支出している保険給付費が約 2 億 500 万円増加しておりますのと、高齢化の進行に伴って後期高齢者支援金等が約 7,000 万円増加しています。また介護納付金についても、介護給付費見込額の増加に伴って年々増加しています。この傾向は今後も続くものと考えています。

また、2 ページの収入につきましても、経費となる支出の増加に伴って国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金が 22 年度以降増加しています。

なお、国民健康保険では、後年度の財政需要に備えるための「財政調整基金」を保有しています。先ほど資料 1 のご説明の中でもふれましたが、基金から生じる利子を積み立てるとともに、決算収支の状況に応じて任意の積立を行っております。25 年度については、保険給付費が 24 年度よりも減少したこと、療養給付費等交付金が見込みより多く交付されたこと等により、7,214 万 1,614 円の任意積立を行いました。その結果、25 年度末の基金残高は 1 億 9,616 万 1,000 円となっています。

続きまして、4 ページと 5 ページは、社会保険診療報酬支払基金から交付され、または支払基金に納付する、前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の金額の推移を示した表であります。ここに挙げている 4 つの科目は、いずれも当該年度の所要額を概算で計算するとともに、2 年前の所要額を実績に合せて精算し、当該年度概算額と前々年度精算額を合せた額が交付され、あるいは納付するものであります。

4 ページの前期高齢者交付金、納付金については、65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。現役世代が多い被用者保険に比べ、国民健康保険は構造的に会社等を退職された方が多くなっています。このため、被用者保険に比べて前期高齢者の占める割合が高くなり、その結果、前期高齢者交付金として多くの交付金額を受け取ることとなり

ます。前期高齢者交付金は25年度は約8億9,300万円でしたが、26年度はさらに増加し、約9億5,500万円となる見込であります。

5ページの後期高齢者支援金、介護納付金につきましては先ほどもご説明しましたとおり、ここ5年間で増加傾向にあります。高齢化の進行に伴って後期高齢者に係る医療費、介護給付費ともに増加すると見込まれることから、これら支援金、納付金についても増加傾向は続くものと考えています。

続いて6ページは医療費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費について、過去3か年の傾向を分析したものです。それぞれの項目について、1人当たり年間受診件数や1人当たり年間費用額等を示しております。

保険給付費は24年度決算において、対前年度比8.98%という高い伸びを示しました。25年度はその反動で、24年度に比べて約7,200万円、率でいうと3.1%減少しています。この傾向は6ページの各数値にも表れておりまして、「2. 療養給付費の状況」で、25年度の数値と24年度の数値を比較しますと、1人当たり年間受診件数で0.01件の減、1件当たり年間費用額で532円の減、1人当たり年間費用額で8,544円の減となっており、全ての指標において24年度よりも件数、金額が減少しています。

しかし、前々年度である23年度と比較しますと、全ての指標において23年度の件数、金額を上回っています。これは、24年度の医療費があまりに高かったために、統計的には25年度は減少しているように見えるものの、23年度からの中期的な期間で見ると、増加傾向が続いていることを示しています。同様の傾向は「3. 療養費の状況」においても見るができます。

「4. 高額療養費」についても、支給件数が24年度の3,673件から73件減少しており、被保険者負担額が限度額を超える高額な医療費が、24年度よりも減少していることがわかります。しかし、23年度の支給件数3,217件と比較しますと383件増加しており、中期的な期間で見ると高額療養費も増加傾向にあると言えます。

7ページの保険給付状況（C表）は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等と療養費の合計については、件数が増加する一方、保険者負担分は0.1%減少しています。高額療養費についても、件数は1件増加していますが、保険者負担分はそれぞれ4.0%減少しています。

8ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

入院外、歯科、調剤において費用額が増加しているものの、入院に係る費用額が約4,500万円減少しており、全体の費用額も約400万円減少しています。入院外や歯科が増加傾向にある一方、入院に関しては減少傾向にあること、また、高額療養費の保険者負担分が減少していることを考え合わせると、高額な手術等を受けられた方や、長期の入院を余儀なくされた方が前年度に比べて減少したのでは

ないか、と考えております。

9 ページは、一般被保険者に係る前年度給付状況との対比であります。7 ページC表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

10 ページの保険給付状況（F表）は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

退職被保険者等の数は、年度平均で前年度から 133 人減少しています。保険給付の状況につきましても、療養の給付等、高額療養費において、件数・費用額・保険者負担分ともに減少しています。その一方、療養費については、件数は減少しているものの、費用額と保険者負担分は増加しています。これは、海外で医療を受けられた方の療養費が発生し、その額が大きかったことによるものです。

11 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

全ての項目において、件数、日数、費用額ともに減少しています。これは退職被保険者数の減少によるものと考えております。

12 ページは、退職被保険者等に係る前年度給付状況との対比であります。10 ページF表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

13 ページは、保険・医療給付状況について、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額、1 件当たりの日数をそれぞれ表示しております。

1 件当たりの費用額をみますと、各項目とも大きな増減が無い中、退職被保険者等に係る入院分のみ、前年度と比べて 9.6%という大きな伸びを示しています。件数、費用額は減少しているのですが、入院された方に限ってみると、高額な医療を受けられた方の割合が高くなったため、1 件当たり費用額が増加したのと考えています。

1 人当たりの費用額でみますと、退職被保険者等に係る「入院」が前年度に比べて 11.0%減少しています。1 件当たり費用額では 9.6%という伸びを示していましたが、これは、実際に受診された入院レセプトの中で見れば医療費は増加しているものの、入院により受診されていない被保険者も多いため、退職被保険者等全体でみると、被保険者 1 人当たりの費用額は減少したのと考えています。

1 件あたりの日数については、退職被保険者等に係る入院を除いて全て減少しています。退職被保険者等の入院に関しては、1 件当たり費用額が増加している

ことと考え合わせると、入院された方の入院日数が増加しているものと考えられます。

続きまして国民健康保険税の収納状況につきまして、14 ページの資料に基づき説明いたします。

一般分と退職分を合せた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は 70.9%で、前年度より 0.2%下がっております。

一般分では、現年分は 90.3%、滞納繰越分は 15.4%となり、現年分収納率が前年度より 0.1%、滞納繰越分が 0.8%上昇しています。現年分・滞納繰越分を合わせた徴収率は 69.4%で、前年度より 0.2%上昇しています。

退職分の収納率は、現年分で 0.4%の減、滞納繰越分で 3.0%の減、合計では 2.3%の減となっております。

なお、15 ページ以降は、14 ページの保険税の内訳としまして、15 ページに医療分、16 ページに後期高齢者支援分、17 ページには介護分の収納額、収納率を記載しております。

景気回復の影響が地方にまでなかなか波及していない現状や、公的年金支給開始年齢の引き上げ等により被保険者の所得は減少傾向が続いており、納付が困難な方が増加している現実があります。しかし、分割納付や徴収員による訪問徴収、過年度分保険税に滞納がある方に対して、通常より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付することによる納付・相談機会の確保、債権差し押さえ等の滞納処分を実施し、収納額の確保を図っていきます。